



みんなの健康ガイド

医療メモ 緑内障について

本庄市児玉郡医師会広報部

緑内障は、日本人の40歳以上の20人に1人がかかるといわれる、失明原因の第1位の病気です。何らかの原因で視神経がダメージを受け、神経線維が徐々に減ってしまうことで起こります。神経線維が減ると、見える範囲（視野）のうち、減った線維が担っていた部分が見えづらくなっていきます。緑内障の主な症状は進行するにつれ、見えない範囲がどんどん拡大し視野が狭くなります。『見えない』といっても黒く塗りつぶされたように見えるわけではなく、輪郭がはっきりしない、かすんでいるような見え方です。緑内障が怖いのは、初期や中期のうちは見えていないことに気づきにくく、自覚がないまま進行してしまうことです。

見えない部分があることに、気づきにくい理由がいくつかあります。まず、5年から30年もの長い時間をかけてゆっくりと症状が進行するという点、また、一方の目の見えていない部分を、もう一方の目が補うことにより自覚症状に気づきにくいこと、さらには、見えていない部分（視野欠損部位）を脳が補正することなどです。緑内障で一度欠けてしまった視野欠損部位は元に戻りません。気づいた時には視野が大きく欠けているということが、まれではないのです。そのような状態にまでなると視力も低下してし

まい、最終的には失明に至ってしまうケースもあります。緑内障の原因は、現在の所、不明です。加齢に伴い患者数が増えることから、加齢が危険因子のひとつであると考えられています。

一般的に緑内障は、眼圧の高い人に起こりやすい病気です。治療は点眼薬が中心であり、主に眼内の水流（房水）の排出を促す薬と、産生を抑える薬、それらの両方を目的にした薬があります。これらを1種類だけで使うこともあれば、数種類を組み合わせることもあります。また、レーザー治療では角膜周辺部と虹彩の間である隅角の線維柱帯という部分にレーザーを照射するレーザー線維柱帯形成術や、虹彩周辺部にレーザーで小さな孔を開けて房水の排出量を増やすレーザー虹彩切開術などがあります。さらには手術治療として結膜、強膜を切開した後、デバイスを挿入して房水を眼外に流出させる線維柱帯切除術などの過手術や、流出抵抗の高い線維柱帯を切り開いて房水を流出させる線維柱帯切開術などの房水流出路再建術があります。

緑内障で一度欠損してしまった視野、視神経は回復しません。視野を維持するには、早期発見・早期治療が大切です。40歳を過ぎたら定期的に眼科検診を受けましょう。

休日・夜間の急病のときは…

▶ 本庄市児玉郡医師会立本庄市休日急患診療所

☎ 23-3322

本庄市保健センター内で、内科系の比較的軽微な症状が軽く、入院の必要がない方の診療を行います。

※診療以外に関する問い合わせ・電話相談はご遠慮ください。

▶ 診療日と受付時間

●日曜・休日・年末年始（12/30～1/3）

午前9時～正午、午後1時～4時、午後7時～9時45分

●平日木曜日夜間 午後8時～9時45分

▶ 用意 健康保険証

▶ 在宅当番医療機関 ▶ 診療時間 午前9時～正午

9月3日(日)	服部クリニック	東台4丁目	☎ 24-4671
9月10日(日)	春山眼科医院	けや木1丁目	☎ 21-2160
9月17日(日)	ヒグチクリニック	栗崎	☎ 25-5300
9月18日(祝)	本庄脳神経外科・脊椎外科	早稲田の杜5丁目	☎ 23-9156
9月23日(祝)	松本産婦人科医院	千代田1丁目	☎ 24-3377
9月24日(日)	森田整形外科クリニック	小島	☎ 23-1610
10月1日(日)	よしはら整形外科	児玉町長沖	☎ 73-1575
10月8日(日)	飯塚耳鼻咽喉科医院	上里町神保原町	☎ 34-2313
10月9日(祝)	五十嵐整形外科医院	若泉1丁目	☎ 24-2313

※在宅当番医は変更になる場合がありますので、電話でご確認のうえ、お出かけください。

▶ 困ったときは電話相談（24時間・年中無休受付）

ほんじょう健康相談ダイヤル24（相談料・通話料無料）

☎ 0120-122-885

健康・医療・出産・育児・介護などの相談、医療機関情報の提供を行います。（市内在住者が対象）

埼玉県救急電話相談（通話料利用者負担）

☎ # 7119

救急医療相談に看護師が対応します。健康相談・育児相談には対応しません。（大人・小児共通）

※IP電話、ひかり電話、ダイヤル回線からは☎ 048-824-4199 下記の電話番号からも救急電話相談が利用できます。

○小児救急電話相談 #8000 または☎ 048-833-7911

埼玉県新型コロナウイルス感染症総合相談センター

☎ 0570-783-770

FAX 050-8887-9553

※新型コロナウイルス感染症に関する受診についての相談を受けています。なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行したため、一般的な相談には対応していません。

★119番は緊急時（火災やけが人など）の受付専用電話番号です。医療機関の情報は、**児玉都市広域消防本部指令課☎ 24-1119**でご案内します。診療科目によっては県外や本庄市・児玉郡以外の病院をご案内する場合があります。

市民相談（9月～10月）



相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

市役所受付時間：午前8時30分～午後5時15分

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ			
行政	9月21日(木) 午後1時～4時 10月19日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時	市役所1階 市民相談室	市民課 ☎25-1113 ☎25-1112			
法律	9月6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水)・28日(木) 午後1時～4時 ※28日の会場は、アスパアこだま1階相談室 ◎10月の相談日 <table border="1"> <tr> <td>弁護士による相談</td> <td>10月4日(水)・11日(水) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)</td> </tr> <tr> <td>司法書士による相談</td> <td>10月18日(水)・25日(水) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)</td> </tr> </table>	弁護士による相談	10月4日(水)・11日(水) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)	司法書士による相談	10月18日(水)・25日(水) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談は予約制 10月の相談予約は、9月20日(水)から受付開始します(先着順。受付開始日は電話予約のみ)。 同月に同じ相談を複数申し込みすることはできません。
弁護士による相談	10月4日(水)・11日(水) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)					
司法書士による相談	10月18日(水)・25日(水) 午後1時～4時 定員=各日6名(先着順)					
労働法律	9月・10月の相談はお休みです。		各種相談日 ※休日のときは変更となります。 ●行政相談 毎月第3木曜日 ●法律相談 ・弁護士 毎月第1・2水曜日 ※奇数月第4木曜日(児玉会場) ・司法書士 毎月第3・4水曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ) ●労働法律相談(弁護士) 5・8・11・2月の第3水曜日 ●不動産相談 毎月第2金曜日 ●年金・労働相談 偶数月第2木曜日 ●税務相談 毎月第2火曜日			
不動産	9月8日(金)・10月13日(金) 午後1時～4時 相談員=宅地建物取引士					
年金・労働	10月12日(木) 午後1時～4時 相談員=社会保険労務士					
税務	9月12日(水)・10月10日(火) 午後1時～4時 相談員=税理士					
消費生活	毎週月・水・木・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分 毎週火・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分	市役所4階 商工観光課 上里町役場2階 産業振興課	商工観光課 ☎25-1175 上里町役場産業振興課 ☎35-1232			
人権	9月26日(火)・10月24日(火) 午後1時～4時 9月12日(火)・10月10日(火) 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 アスパアこだま2階 会議室B	市民活動推進課 ☎25-1118			
DV・女性	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1144 ☎25-1118			
家庭児童	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	市役所2階 子育て支援課	子育て支援課 ☎25-1129 (家庭児童相談室)			
教育(不登校等)	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時30分～午後2時45分	ふれあい教室(早稲田大学本庄キャンパス90-3号館)	教育支援センター ☎080-8474-2091			
教育(いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談:午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付	はにぼんプラザ	子どもの心の相談員 ☎080-8494-1609			
ひきこもり相談	毎週月曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時	市役所1階生活支援課	生活支援課 ☎25-1197			
心配ごと	9月11日(月)・25日(月)・10月23日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎21-8976へ 9月4日(月)・10月2日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)	はにぼんプラザ2階 活動室C アスパアこだま1階 会議室	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755 本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎73-1237			
成年後見	成年後見相談員、アドバイザー(弁護士・司法書士)による相談 9月12日(火)・26日(火)・10月10日(火)・24日(火) 午後1時～4時 ※前月初日(休日を除く)から先着順で当日午後2時まで受付(受付開始日は電話予約のみ) 成年後見サポートセンター職員による相談(電話・面談) 毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	はにぼんプラザ2階 活動室C はにぼんプラザ2階 本庄市社会福祉協議会	本庄市成年後見サポートセンター 本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755			
高齢者談	休日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※各地域包括支援センターが担当する地域は、おおむね中学校区域	本庄西地域包括支援センター 本庄市社会福祉協議会(銀座1-1-1) 本庄東地域包括支援センター 安誠園(本庄3-1-21) 本庄南地域包括支援センター シャローム(今井1251-1) 児玉地域包括支援センター(児玉町金屋1302-1)	☎22-7088 ☎22-6262 ☎23-9580 ☎73-1545			
若者就労相談(15歳～49歳)	毎週月～金曜日、第4土曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時に事前予約	深谷若者サポートステーション(深谷市西島4-2-61 ウェストビル2階)	☎048-577-4727			

※埼玉県では無料の県民相談を実施しています。詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。
相談名：弁護士・司法書士による法律相談、県職員による電話・面談相談、県職員によるインターネット県民相談、弁護士による出張法律相談、交通事故相談等

※感染症の拡大を防止するため、中止となる場合がありますのでご了承ください。